

防整施第10198号  
令和元年11月18日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長 殿  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

### 週休2日制工事試行の拡大について（通知）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）及び建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。30.4.20）の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事については、建設現場における週休2日の推進等のため、週休2日制工事の試行を実施しているところである。

今般、週休2日の現場閉所が困難な工事を対象として、技術者及び技能労働者等が交替しながら休日確保に取り組み、建設現場における週休2日を更に拡大するため、別紙「週休2日制工事（交替制）の試行実施要領」を定めたので通知する。

関連文書：防整施第6419号（30.4.20）

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

## 週休2日制工事（交替制）の試行実施要領

## 1 目的

建設現場における週休2日の促進や建設業における労働時間の罰則付き規制の一般則適用に向け、地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く）及び名護防衛事務所が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2条第1号に規定する建設工事をいう。）については、週休2日制工事の試行について（防整施第6419号。30.4.20）により、現場閉所による週休2日制工事の試行を実施しているところである。

本実施要領は、週休2日の現場閉所が困難な工事において、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替しながら週休2日の休日確保に取り組む工事の試行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 試行対象工事

試行対象工事は、施工条件が厳しい工事、部隊運用上工期の制約が厳しい工事等、現場閉所による週休2日の確保が困難な工事の中から選定する。（ただし、離島等における建設工事など、遠隔地からの労働者確保に要する費用が必要となる工事は選定しない。）

工期設定により次のⅠ型又はⅡ型に分類する。

なお、試行対象事案の選定にあたっては、整備計画局施設計画課施設政策室と事前に調整を行うものとする。

Ⅰ型：4週4休程度の現場閉所とした工期の工事

Ⅱ型：4週4休程度の現場閉所の工期による実施が困難な工事

## 3 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 4週8休以上の休日確保とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

#### 4 試行のタイプ

当面の間、受注者の希望によって週休2日制工事（交替制）に取り組む「受注者希望型」のみ試行する。

#### 5 工事費の補正

受注者が週休2日制工事（交替制）の実施を希望した場合には、6（2）イのとおり、工事完成後は、6（4）ウのとおり請負代金額を変更するものとする。具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

#### 6 入札公告から工事完了後までの流れ

##### （1）試行工事発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事であることを記載するものとする。

##### （2）試行工事契約後

ア 週休2日制工事（交替制）の実施について受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。

イ 受注者が週休2日制工事（交替制）の実施を希望した場合、速やかに労務費を補正することにより工事費を積算し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、これにより難しい場合は、整備計画局施設整備官又は提供施設計画官と調整するものとする。

ウ 受注者が週休2日制工事（交替制）の実施を希望した場合、工事着手予定の1週間前までに、受注者から工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者等について付紙様式第1「休日取得計画書」の提出を受け、休日率を確認するものとする。

##### （3）試行工事施工時

ア 受注者は、3か月ごとに、今後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者等の「休日取得計画書」を提出するものとする。

イ 受注者は、毎月10日までに、前月の休暇の取得状況が確認できる付紙様式第2「休日取得実績報告書」を提出するものとする。

ウ 監督官は、「休日取得計画書」及び「休日取得実績報告書」により、休日率を適宜確認するものとする。

##### （4）試行工事完成時

ア 工事完成時、受注者は、現場施工期間内における「休日取得実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。

イ 監督官は、「休日取得実績報告書」を基に現場施工期間内における休日率が週休2日相当に達しているか否かを確認するものとする。

ウ 発注者は、休日率の達成状況を確認後、当該達成状況に応じ労務費を補正し、

請負代金額を変更する。

## 7 工事成績評定

週休2日制工事（交替制）に取り組み、4週8休以上の休日確保を達成した工事については、工事成績評定において加点評価を行うものとする。具体的な評定の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

## 8 アンケート

試行工事においては、週休2日（交替制）の達成状況や達成できなかった場合の要因等を把握するため、別に示す様式によりアンケート調査を行うものとする。

## 9 実績報告書等の送付

地方防衛局調達部調達計画課長（地方防衛支局にあつては建設計画官）は、受注者が週休2日（交替制）の実施を希望した場合、工事完成後速やかに当該工事の「休日取得実績報告書」及び受注者のアンケート調査結果を整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

受注者が週休2日（交替制）の実施を希望しなかった場合は、受注者の意向確認後遅滞なくアンケート調査結果を整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

## 10 入札公告、入札説明書及び現場説明書の記載例

### (1) 入札公告

入札公告の1工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（交替制）（受注者希望型）」の試行対象工事である。

### (2) 入札説明書

入札説明書の3工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（交替制）（受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において週休2日を達成した工事について、工事成績評定における加点評価の対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間において、週休2日の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日／28日）以上）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(○) 発注者は、受注者が週休2日を希望した場合は、速やかに請負代金額を変更するものとし、工事完成時は休日率の達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。

(○) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

### (3) 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の後に適宜以下を選択・記載し、以下番号を繰り返し下げる。

#### 【I型の場合】

4 本工事は、受注者が希望する場合、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替することにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（交替制）（I型、受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

※I型：4週4休程度の現場閉所とした工期の工事

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 現場施工期間において、週休2日の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 週休2日とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日/28日）以上）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

6 発注者は、試行工事契約後、週休2日の実施について受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。なお、週休2日の実施を希望しない場合、受注者は、次項以降に記載する週休2日に関する事項を実施しない。

7 発注者は、受注者が週休2日の実施を希望した場合は、下記11(1)の補正係数により速やかに請負代金額を変更するものとする。

8 受注者は、工事着手の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者等の休日率が確認できる「休日取得計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

9 受注者は、工事施工時は3か月ごとに、今後3か月間の「休日取得計画書」を監督官に提出するものとする。

10 受注者は、毎月末「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における「休日取得実績報告書」を監督官に提出するものとする。監督官は、「休日取得実績報告書」により、工事施工期間内の休日率を確認する。

11 発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、以下の(1)から(3)までの休日率の達成状況に応じた補正係数により労務費（建築・設備工事にあつては、予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。土木工事にあつては、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整

わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上の場合） 補正係数 1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満（休日率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数 1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満（休日率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数 1.01

1.2 現場閉所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

## 【Ⅱ型の場合】

4 本工事は、受注者が希望する場合、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替することにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（交替制）（Ⅱ型、受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評価の加点評価の対象とする。

※Ⅱ型：4週4休程度の現場閉所の工期による実施が困難な工事

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

- (1) 現場施工期間において、週休2日の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 週休2日とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日/28日）以上）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含め

るものとする。

- 6 発注者は、試行工事契約後、週休2日の実施について受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。なお、週休2日の実施を希望しない場合、受注者は、次項以降に記載する週休2日に関する事項を実施しない。
- 7 発注者は、受注者が週休2日の実施を希望した場合は、受注者から提出を受けた見積書等を基に速やかに請負代金額を変更するものとする。
- 8 受注者は、工事着手の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者等の休日率が確認できる「休日取得計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。
- 9 受注者は、工事施工時は3か月ごとに、今後3か月間の「休日取得計画書」を監督官に提出するものとする。
- 10 受注者は、毎月末「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における「休日取得実績報告書」を監督官に提出するものとする。監督官は、「休日取得実績報告書」により、工事施工期間内の休日率を確認する。
- 11 発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、受注者から見積書等を提出させ、休日率の達成状況に応じ請負代金額を変更する。
- 12 現場開所日における現場代理の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。  
建設業法（昭和24年法律第100条）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

## 1.1 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

## 休日取得計画書

工事名 ○○(○)○○○○新設○○工事

工 期 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

受注者 ○○○○株式会社

対 象 期 間 令和○年○月 ~ 令和○年○月

会社名	氏名	対象期間	休日日数	休日日数の割合	備考
○○○○株式会社	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
○○建設(一次下請け)	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
○○建設(二次下請け)	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
休日率				○○%	

## 休日取得実績報告書

工事名 ○○(○)○○○○新設○○工事

工 期 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

受注者 ○○○○株式会社

対 象 期 間 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

会社名	氏名	対象期間	休日日数	休日日数の割合	備考
○○○○株式会社	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
○○建設(一次下請け)	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
○○建設(二次下請け)	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
	○○ ○○	○○日	○○日	○○%	
休日率				○○%	